

別記様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

平成 28 年 8 月 19 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

申請者（1 に記載） 代理人

住所（フリガナ）：

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職

住所（フリガナ）：（〒881-1411）宮崎県児湯郡西米良村大字村所 1 番地 1

（ミヤザキケンコユグンニシメラソンオオアザムラショ 1 バンチ 1）

名称（フリガナ）：米良糸巻大根の会

（メライトマキダイコンノカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 黒木 敬介

（3）申請者の法形式：法人でない団体

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農産物類等：野菜類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：米良糸巻大根（メライトマキダイコン）、Mera Itomaki Daikon

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：宮崎県児湯郡西米良村

5 農林水産物等の特性

「米良糸巻大根」は、宮崎県児湯郡西米良村で古くから作り継がれてきた在来種の大

根である。

地色が白いものと赤いものがあり、紡錘形のずんぐりとした形と根の表皮に赤紫色の糸を巻きつけたような複数の横条線が入る特徴的な外観を有し、これが「糸巻大根」の名前の由来となっている。

耐寒性が強く、味はやや辛みがあるものの、肉質が緻密で、調理しても煮崩れしにくく、食感もカブのように柔らかい。

糖度は6度前後と一般的に流通している青首大根と比べて2度程度高く、甘味が強い。

6 農林水産物等の生産の方法

「米良糸巻大根」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 品種

「米良糸巻大根の会（以下「会」という。）」構成員のほ場から採取された米良糸巻大根を原種とし、会が管理する専用ほ場又は会が指定した会員のほ場にて育種、採取した種子を使用し、「米良糸巻大根栽培暦」に基づいた栽培を行う。

(2) 出荷規格

表皮に赤紫色の糸を巻き付けたような横条線が入っているもの。このうち著しい病害虫及び腐食のないものは加工用にことができる。

(3) 最終製品としての形態

「米良糸巻大根」の最終製品としての形態は、青果（だいこん）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

西米良村は、九州山地などの山々に囲まれた海拔200mを超える山地に位置し、村土の96%が山林となっており、耕地も非常に少なかったため、古くから焼畑（生産地では「こば」と呼ばれる。）により農作物が生産されていた。

「米良糸巻大根」は、肥料や農薬をほとんど使用しなくてもよく育ち、手間がかからないことから、中山間地域の傾斜地で焼畑に適した有力な農作物の一つとして栽培され、常畑へと転換した現在でも、地域の伝統野菜として途絶えることなく生産されている。

生産地である西米良村では、長年、生産者が「米良糸巻大根」の持つ特徴的な外観や食味といった在来種由来の特性を維持するため、在来種特有の形質である赤白の地色と赤紫色の筋、紡錘形のずんぐりした形と大きさなどを備えた大根を採種用として選定し、株元から十数cm程度根の部分を残し、葉を落として植え替えを行う「すえもと」と呼ばれる伝統的な栽培方法により自家採種を行ってきた。

しかしながら、長年の自然交配により大根の形状が著しく不揃いとなり一時は市場出荷も難しい状況に陥ったことから、近年は南九州大学と連携し、集団選抜法を用いたより良い系統選抜により、「米良糸巻大根」の在来種の系統に基づいた品種の育成にも取り組んでいる。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

明確な記録はないものの「米良糸巻大根」は生産地である西米良村で16世紀初頭から

生産されていたと伝えられており、夏の焼畑の主要な作物であったとされる。

西米良村で生産される大根は、焼畑に由来する「こば大根」、またはその外観から「糸巻大根」や産地名を付した「米良大根」と呼ばれ、地域で慣習として、種子の自家採種、選抜、保存をしてきたものを会が集約していたが、平成 21 年には西米良村が「米良糸巻大根」の商標登録を行い、名称も統一された。

大正以降、生産者の減少によって生産が危ぶまれる時期もあったが、約 90 年以上、毎年自家採種により生産を続けており、今日までその種子を守り続けている。

地元では、煮崩れしにくく味がしみるのが早いということから煮物の具材としてよく使用されるほか、赤いものは酢でしめると鮮やかなピンク色になることから、なますや漬物にも好んで使用され、地元の食文化と深いつながりを有する。

「米良糸巻大根」は、宮崎県の伝統野菜にも位置づけられており、その見た目に珍しい個性的な外観と糖度の高さが学術論文等でも度々紹介されている。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号口該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号口該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号口に

該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する）

該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無（(1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- 専用使用権は設定されていない。
- 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

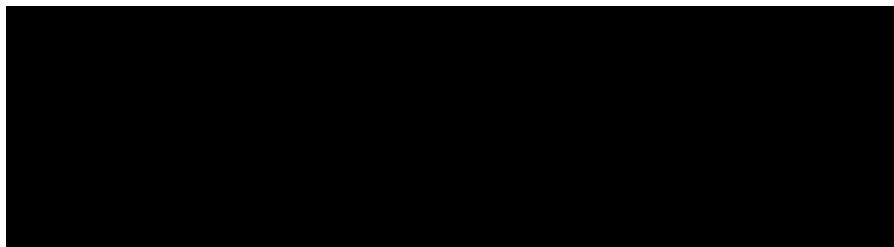
- 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先（文書送付先）



[添付書類の目録]

- 1 明細書
- 2 生産行程管理業務規程
- 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類
 - (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
 - (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
 - (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
米良糸巻大根の会会則
- 5 外国の団体の場合は、誓約書
- 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名：
「米良糸巻大根の会」の普通預金通帳
- 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名：
①米良糸巻大根品質管理基準書
②種子配布申込・配布状況
③明細書適合性確認記録書
- 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類
書類名：
①在来品種データベース（農業生物資源ジーンバンク）
②南九州におけるアブラナ科野菜在来種の調査と収集
③集団選抜と RAPD-PCR 法を用いた宮崎県在来野菜「糸巻き大根」の新品種育成
④系統選抜による宮崎県在来野菜「糸巻き大根」の再生および新品種育成へのアプローチ
⑤糸巻大根成分分析結果（日本食品分析センター）
⑥糸巻きダイコンの優良系統選抜（宮崎県の地域作物）
⑦西米良村勢要領
⑧伝統野菜都道府県別一覧
⑨技術と普及（全国農業改良普及職員協議会）
⑩特許情報プラットフォーム
⑪心のふるさと西米良村（西村米良教育委員会）
⑫宮崎の旬に出逢える食旅メディア in SEASON
⑬ふるさとの食文化（西米良村婦人連絡協議会）
⑭豆と生活 西米良の食と郷土料理について
⑮日本種苗協会宮崎県支部食育報告

⑯特集 野菜をめぐる新しい動き 伝統野菜の実力（1）（農林水産省）

⑰各種新聞報道

10 申請農林水産物等の写真

11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類

12 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文書類
が複数ある場合には、その全てを記載すること。